

令和7年度国民健康保険料について

1. 保険料率の改正（予算ベース）

区分		医療分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	計
令和6年度	所得割	7.70%	2.70%	2.80%	13.20%
	均等割	31,200	11,000	12,200	54,400
	平等割	20,800	7,400	6,000	34,200
令和7年度 (料率案)	所得割	8.10%	2.70%	2.80%	13.60%
	均等割	35,100	11,800	12,100	59,000
	平等割	22,600	7,600	5,800	36,000

※ 府所得割標準料率 9.16% 2.67% 2.74% 14.57%

2. 保険料率改正の理由

① 京都府に支払う国保事業費納付金（1人当り納付金）の増

京都府	令和6年度		令和7年度		1人当り伸び率
	納付金総額	1人当り納付金	納付金総額	1人当り納付金	
	684億円	150,720円	713億円	162,960円	

↑ 京都府平均

+8.1%

長岡京市	令和6年度		令和7年度		1人当り伸び率
	納付金総額	1人当り納付金	納付金総額	1人当り納付金	
	19.9億円	161,113円	20.4億円	172,999円	

+7.4%

② 被保険者数の減

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	前年比
14,304人	13,833人	13,125人	12,376人	11,782人	▲594人

※ 令和6・7年度は推計

③ 1人当り医療費の増

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	前年比
424,506円	460,392円	446,734円	459,823円	473,296円	+13,473円

※ 令和6・7年度は推計

※ 1人当たり保険料

令和7年度	医療分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	計
府標準料率	93,996	28,301	28,633	150,930
市料率案	83,690	28,420	28,882	140,992
差引	▲ 10,306	119	249	▲ 9,938

3. 国保財政調整基金の状況

令和5年度末残額	令和6年中取崩額（予定）	令和6年度末残額（見込）	令和7年中取崩額（予定）	令和7年度末残額（見込）
5億2,900万円	▲ 2億2,300万円	3億 600万円	▲ 1億7,600万円	1億3,000万円

◆ 令和 7 年度に予定されている制度改革等について

1. 健康保険証の廃止について（令和 7 年 12 月）

- ・被保険者証（いわゆる「紙の保険証」）の発行は令和 6 年 12 月 2 日より終了しました。これ以降に国保資格を取得した方や国保資格の内容に変更があった方については、マイナ保険証を保有していない場合は、「紙の保険証」に替わる「資格確認書」を、マイナ保険証を保有している場合は、自身の被保険者資格を容易に把握できる「資格情報のお知らせ」を交付しています。
- ・ただし、令和 6 年 12 月 2 日より前に発行された被保険者証は、最大 1 年間まで使用可能とされたことから、有効期限は令和 7 年 12 月 1 日までとなっています。したがって、令和 7 年 12 月 1 日をもって被保険者証は完全廃止となります。
- ・現在交付されている「資格確認書」と「紙の保険証」の有効期限がともに令和 7 年 12 月 1 日までとなっていることから、令和 7 年 11 月に、マイナ保険証を保有していない方に対して 12 月 2 日以降に使用可能な「資格確認書」を一斉に交付します。同時に、マイナ保険証を保有している方へは「資格情報のお知らせ」を一斉交付します。
- ・このタイミングで、70 歳以上の方に交付していた高齢受給者証を資格確認書等に一体化（高齢受給者証を廃止）します。したがって、令和 7 年 8 月以降に使用する高齢受給者証について、有効期限は令和 7 年 12 月 1 日となります。

2. 高額療養費制度における自己負担限度額の引上げ（令和 7 年 8 月～） 【政府で検討中】

- ・高額療養費制度とは、ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額（自己負担限度額）を超えて支払った額を払い戻す制度で、その上限額は個人や世帯の所得に応じて決まっています。
- ・高額療養費について、高齢化や高額薬剤の普及等によりその総額は年々増加しており、結果として現役世代を中心とした保険料が増加してきています。これを受け、セーフティネットとしての高額療養費の役割を維持しつつ、健康な方を含めた全ての世代の被保険者の保険料負担の軽減を図る観点から、令和 7 年 8 月から上限額を引き上げることが検討されています。
- ・具体的には、別紙の通りです。なお、令和 8 年度以降には、負担能力に応じたきめ細かい制度設計を行う観点から、所得区分を細分化し、それぞれの所得に応じて上限額を引き上げることが予定されています。

3. 食事療養費標準負担額等の増額について（時期未定）

【政府で検討中】

- ・食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（入院時の食費にかかる給付）は令和 6 年 6 月に引上げられたところですが、食材費等の高騰が続いていることから、令和 7 年度中の引上げが検討されています。
- ・具体的な引上げ額や、見直しの施行日については、今後決定とされています。

別紙 高額療養費制度における自己負担限度額の引上げ（厚労省試案）

【70歳未満】

（変更前）

所得区分	負担割合	月単位の上限額(円)
年収約 1,160 万円～ 旧ただし書き所得 901 万円超	3 割	252,600 + (医療費 - 842,000) × 1 % 〈多数回該当：140,100〉
年収約 770 万円～約 1,160 万円 旧ただし書き所得 600 万～901 万円		167,400 + (医療費 - 558,000) × 1 % 〈多数回該当：93,000〉
年収約 370 万円～約 770 万円 旧ただし書き所得 210 万～600 万円		80,100 + (医療費 - 267,000) × 1 % 〈多数回該当：44,400〉
～年収約 370 万円 旧ただし書き所得 210 万円以下		57,600 〈多数回該当：44,400〉
住民税非課税		35,400 〈多数回該当：24,600〉

（変更後）

所得区分	負担割合	月単位の上限額(円)
年収約 1,160 万円～ 旧ただし書き所得 901 万円超	3 割	290,400 + (医療費 - 968,000) × 1 % 〈多数回該当：161,100〉
年収約 770 万円～約 1,160 万円 旧ただし書き所得 600 万～901 万円		188,400 + (医療費 - 628,000) × 1 % 〈多数回該当：104,700〉
年収約 370 万円～約 770 万円 旧ただし書き所得 210 万～600 万円		88,200 + (医療費 - 294,000) × 1 % 〈多数回該当：48,900〉
～年収約 370 万円 旧ただし書き所得 210 万円以下		60,600 〈多数回該当：46,500〉
住民税非課税		36,300 〈多数回該当：25,200〉

【70歳以上】

(変更前)

所得区分	負担割合	月単位の上限額(円)	
		外来(個人ごと)	(世帯ごと)
年収約 1,160 万円～ 課税所得 690 万円超	3 割	252,600 + (医療費 - 842,000) × 1 % 〈多数回該当 : 140,100〉	
年収約 770 万円～約 1,160 万円 課税所得 380 万円以上		167,400 + (医療費 - 558,000) × 1 % 〈多数回該当 : 93,000〉	
年収約 370 万円～約 770 万円 課税所得 145 万円以上		80,100 + (医療費 - 267,000) × 1 % 〈多数回該当 : 44,400〉	
～年収約 370 万円 課税所得 145 万円未満	2 割	18,000 ※年間上限 144,000	57,600 〈多数回該当 : 44,400〉
住民税非課税		8,000	24,600
住民税非課税 (所得が一定以下)			15,000

(変更後)

所得区分	負担割合	月単位の上限額(円)	
		外来(個人ごと)	(世帯ごと)
年収約 1,160 万円～ 課税所得 690 万円超	3 割	290,400 + (医療費 - 968,000) × 1 % 〈多数回該当 : 161,100〉	
年収約 770 万円～約 1,160 万円 課税所得 380 万円以上		188,400 + (医療費 - 628,000) × 1 % 〈多数回該当 : 104,700〉	
年収約 370 万円～約 770 万円 課税所得 145 万円以上		88,200 + (医療費 - 294,000) × 1 % 〈多数回該当 : 48,900〉	
～年収約 370 万円 課税所得 145 万円未満	2 割	18,000 ※年間上限 144,000	60,600 〈多数回該当 : 46,500〉
住民税非課税		8,000	25,300
住民税非課税 (所得が一定以下)			15,400